

平成26年度

事業計画

■ 基本方針

平成26年度においては、平成25年度よりモデル地区を指定し推進している小地域福祉活動等の新たな支え合いづくりの構築や暮らし安心サポート事業の更なる推進により、住民ニーズの把握と福祉支援を充実させる。また地域福祉にかかせないボランティア育成にも、福祉教育を通して、また活動支援をとおして人材育成に努める。

地域福祉推進計画（地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体化した計画づくり）の策定も2年目となる今年度は、これからの社協活動の目標となる計画となるため、重要項目の一つとして推進したい。

法人理念

地域を舞台に、地域とともに、一人ひとりの笑顔あふれる地域をつくる。そのために人をつなぎ、地域をつなげる、そこに支えあい、助け合いのこころを育み、安心、安全に暮らしていける地域づくりを続けていきます。

こんなまちに住みたい それを形に “福祉でまちづくり”

平成26年度のキーワード

選択そして集中

重点目標

小地域福祉活動の推進

平成25年度において、沖縄県小地域福祉活動活性化モデル助成事業を受け、南区自治会をモデル地区として指定し、南区地域見守り隊を結成した。平成26年度においては、見守り隊の活動が住民主体で継続的に取り組めるよう支援を図る。

暮らし安心サポート事業の推進

総合相談事業やかでな安心キット事業を進める中で、個々のニーズに応じた個別支援を行っているが、現制度・サービスでは対応できない事例もあり、こうした事例に対応する為、新たな仕組みづくりが必要となっており、調査・検討を行う。

地域福祉推進計画の策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定するため、平成25年度においては、策定のための基礎調査としてアンケートの実施と分析、住民参画会議のためのワークショップが行われた。平成26年度においては、活動方針や方策、目標など具体的な素案づくりを計画しており、平成27年度から5年間の社協の活動計画を、行政と一体となって策定する。

福祉教育とボランティアの育成

地域福祉を推進する上で大切な地域住民によるボランティア活動のきっかけづくり、相談と支援・情報提供などボランティア養成・育成に努める。また福祉教育をとおして福祉への理解と関心を高め、地域福祉活動とボランティア活動を推進する。

指定管理事業及び受託事業の推進

本会においては、町より福祉センターの指定管理と4つの受託事業を受け社協の福祉事業の一旦を担っており、同事業が有効的かつ効率的に実施できるよう、事業の検討を図る。

- ・嘉手納町総合福祉センター指定管理事業の効率的な事業の実施
- ・町受託事業の事業の充実

■ 実施事業

【1】組織運営

- ① 会務の運営及び連絡調整
 - 1) 理事会・評議員会の開催
 - 2) 理事・評議員の研修会の開催
 - 3) 社会福祉行政機関・施設・各種福祉団体等との連携強化
- ② 会員組織の強化と自主財源の確保
 - 1) 社協会員の募集
 - ・戸別会員、賛助会員、特別会員
- ③ 新会計基準移行準備（平成 27 年度から実施）
- ④ 人事管理
 - ・組織体制の再確認
 - ・各種研修への派遣
 - ・内部研修会の実施
- ⑤ 地域福祉活動計画策定

社協がなぜ地域福祉を推進する立場・役割にあるのか、そこで求められるものは何なのかを改めて考えた上で、地域福祉を計画的かつ効率的に推進していけるよう、また行政との協働による地域福祉の推進ができるよう、行政との一体的な計画策定を行う。
- ⑥ 法人全体会議の実施（定期開催）

法人として理念や目的を職員全体で共有する場として、また各事業の目的・進捗状況・評価など担当職員のみで抱え込まないように情報共有する機会としても活用を図る。
- ⑦ 事例検討会の実施

今後はさらに多くの相談、困難なケース対応が予想されるが、担当職員が抱え込むようなことがないよう、「ひとりの実践」（暗黙知）から「みんなの実践」（形式知）へと変換させ、個々の職員のスキルアップを図り、結果として組織のスキルアップを図る。
- ⑧ 総合福祉センターの指定管理運営事業

より町民に利用される、利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- ⑨ 法人広報・啓発事業
 - 1) 社協だよりの発行（年 3 回）
 - 2) ホームページ・ブログによる情報発信
- ⑩ 第 7 回社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表する大会です。また感謝の意を表するとともに、本表彰を通して、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及・推進を行い、誰もが安心して暮らせる地域の実現を図る。

【2】暮らし安心サポート事業（CSW 事業への移行検討）

暮らし安心サポート事業は、地域支援の事業でもあります。その地域支援は「3年間で地域をみて、5年目で事業ができる」とも言われています。本事業も平成26年度で4年目を迎えます。次年度そして5年目で事業の概要を固め、さらに継続的・安定的にしっかりと取り組んでいける体制を構築すべく、次のステップとしてCSW（コミュニティソーシャルワーク）事業への移行を平成26年度から検討に入ります。そのためにも組織一丸となって地域福祉推進計画策定にも取り組み、その中で社協・行政一体となった地域福祉の推進に向けてCSW事業がどのような形で必要であるのかを明確にしていくこととします。

① 総合相談事業（個別支援）

個別支援として、高齢・障がい・児童等に関わらず、地域生活のなかでの福祉の困りごと・悩みを抱えていても、これまでと変わりなく、地域のなかで普通の暮らしを続けていけるよう、寄り添いながら継続した支援を行います。そして個別ケースの積み重ねから地域のニーズ把握へとつなげていきます。

② かでな安心キット事業（地域・ネットワークづくり）

各区民生委員・自治会・ボランティア等に協力していただきながら、すべての区での安心キット設置を早期に実現します。また年度ごとの情報の確認、更新作業を行い、緊急時に使える情報となっているよう事業の充実・強化に努めます。

また安心キット事業を進めるなかで各区ごとの福祉ニーズ把握を行い、必要な生活支援サービスの検討を行っていきます。

③ 地域における新たな仕組みづくり（地域づくり）

個別ケースを支援する中で積み上げた経験や受託事業からのニーズキャッチ、そして安心キット設置から見えてきた地域に必要なニーズに応じた、仕組みづくりを行っていきます。また地域における基礎組織として小地域福祉活動をモデル地区にて実施し、社協・行政等との連携・協働のあり方を考え、知識の蓄積とし、今後支援体制が整備完了次第、全区での取り組みとしていきます。



平成23年度から平成27年度の5カ年を一つの節目と考え、次のステップとして、また安定的・継続的に事業推進を図るためにも、今後、CSW事業への移行、そして中学校区での担当職員《2名》の設置と財源の確保を継続して目指します。



【3】 支え合うまちづくりの推進

- ① 各種社会福祉関係諸団体事業
それぞれ各団体が社会情勢の変化や会員の高齢化等により団体のあり方を見直す時期にある。各団体と意見交換を行い各団体に必要な支援をすすめ、連携・協働によるまちづくりを進めていく。
(福祉団体)
 - ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
 - ・ 嘉手納町母子寡婦福祉会
 - ・ 嘉手納町障がい福祉協会
 - ・ 嘉手納町精神療養者家族会
 - ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会
- ② 福祉団体助成事業
福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。
- ③ 福祉団体連絡会議
- ④ 福祉団体合同新年会「初春の集い」
- ⑤ 心配ごと相談所事業
住民の日常生活上のあらゆる相談に応じて、適切な助言・援助を行い、住民の福祉の向上を図る。
会場：総合福祉センター（毎週金曜日：午後1時～午後5時）
- ⑥ 赤い羽根共同募金運動
社協の福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進する。
- ⑦ 歳末たすけあい募金運動
歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。
- ⑧ 小地域福祉ネットワーク活動推進事業
モデル地区にて、その地区に必要な、そして地域住民だからこそ出来る自主的な活動を行えるよう、ワークショップなどの手法を活用しながら、モデル地区住民とともに基礎組織を創っていき、他地域への取り組みの足がかりとしていく。
- ⑨ 母子・父子福祉事業
嘉手納町母子寡婦福祉会がNPO法人を取得するにあたり、NPO法人運営について支援を実施し、自主運営が行える体制整備を進める。

⑩ 児童・青少年福祉事業

児童福祉週間の一環としてすべての児童が心身共に明るく健やかに育つ事を願い、鯉のぼりフェスタの開催と児童福祉週間啓蒙活動、ポスター配布による啓発を図る。

- 1) 比謝川鯉のぼりフェスタ（平成26年4月27日実施予定）
- 2) 児童福祉週間啓蒙活動及びポスターの配布

⑪ 老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

- 1) 社協サロン
- 2) ふれあい型給食サービス
- 3) 老人福祉週間ポスターの配布

⑫ 障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

- 1) ふれあいリトミックの開催（年二回）
- 2) 講座の開催
- 3) 事業所連絡会への協力

⑬ 法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑭ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

⑮ 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う事業。

⑯ 福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑰ 苦情解決事業

⑱ 災害に負けない・被災者を出さない、孤立させないまちづくりへ向けて

- 1) 災害対応マニュアルの確認
- 2) 災害ボランティアセンターについて継続した取り組みを検討
- 3) 自主防災組織への協力
- 4) 要援護者登録システムの活用検討

【4】在宅福祉サービスの推進

- ① 食の自立支援事業（毎日型給食サービス）〔町受託事業〕

本事業について、社協が受託する意味、地域にとって社協が受託することでどのようなメリットが出てくるのかを考えながら事業のさらなる拡大、そしてサービス向上に努める。また委託先である町とどのような委託契約が利用者にとって好ましいのか今一度検討する。
- ② 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業〔町受託事業〕

（生きがいディサービス事業）

 - ・東区がんじゅう会・中央区あしびな一会・北区百の会
 - ・南区かりゆし会・西区ゆんたの会・西浜区ことぶきの会
- ③ 障害者地域生活支援事業〔町受託事業〕

障がい児・者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（情報の提供や手話通訳者の派遣、養成講座等）を実施し障がい者の自立を支援する。

 - 1) 声の広報等発行事業
 - 2) 手話通訳者現任研修
 - 3) 福祉機器リサイクル事業
- ④ 障害者自立支援法による地域活動支援センターの運営〔町受託事業〕

平成27年度から計画相談支援が全例に対応するなど制度の変遷は激しい、また地域の状況も変化しており、様々な変化を考慮した上でこれからの本事業のあるべき姿を今一度検討する。
- ⑤ 放課後等デイサービス事業の運営（わくわくクラブあすなる）
- ⑥ 日中一時支援事業の運営
- ⑦ 児童発達支援事業所の運営（新規事業）

未就学児を対象とした事業であり、基礎的な生活習慣、小集団での過ごし、コミュニケーション能力の向上等を目指す。
※上記三事業により町内唯一の障害児施設として基礎的ニーズに対応出来る体制づくりを目指す。
- ⑧ スマイル号（車いす専用車両）貸付事業
車両の老朽化、そして諸制度の充実もある中、今後の事業のあり方を地域ニーズ、そして他事業との整合性も含めて検討する。
- ⑨ 介護用品貸与事業（車いす）

在宅療養する方へ福祉用具の貸出しを行い、在宅介護への支援と介護者の負担軽減を図る。

【5】 ボランティア活動支援・多方面からの福祉教育

- ① ボランティア団体助成事業
 - 1) 手話サークルかでな
 - 2) 手話サークルノビルの会
 - 3) リーディングサービスあいあい
- ② ボランティア・NPO 支援事業
 - 1) 個人ボランティア活動に関する相談
 - 2) ボランティア活動団体の運営に関する相談
 - 3) ボランティア保険加入受付
 - 4) ボランティア感謝の集い
 - 5) 一人暮らし老人宅清掃活動
 - 6) 24時間テレビ募金活動
 - 7) NPO 団体に関する相談・支援
 - 8) ボランティア広報誌の発行
- ③ ボランティアセンター拠点整備
 - 1) ボランティア（個人・団体）登録及び活動斡旋
 - 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与
- ④ 福祉教育の推進
 - 1) 福祉教育協力校指定事業
（屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校）
・福祉教育協力校連絡会の開催
 - 2) ボランティア活動組織化への支援
 - 3) 小学校ボランティアサマースクール
 - 4) いもっ子 SUMMER SCHOOL（中・高校生対象：読谷村社協共催）
 - 5) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援
- ⑤ 実践からの福祉教育・地域への福祉教育のあり方の検討